

「JA教育資金贈与専用口座」のご案内 ～お孫さまなどへの教育資金の贈与をご検討の方へ～

平成25年度税制改正にて教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)が創設され、直系尊属(祖父母、父母さまなど)から30歳未満のお孫さまなどへ教育資金を非課税にて一括贈与する取扱いが開始されております。

「JA教育資金贈与専用口座」は、この非課税措置に対応した商品です。

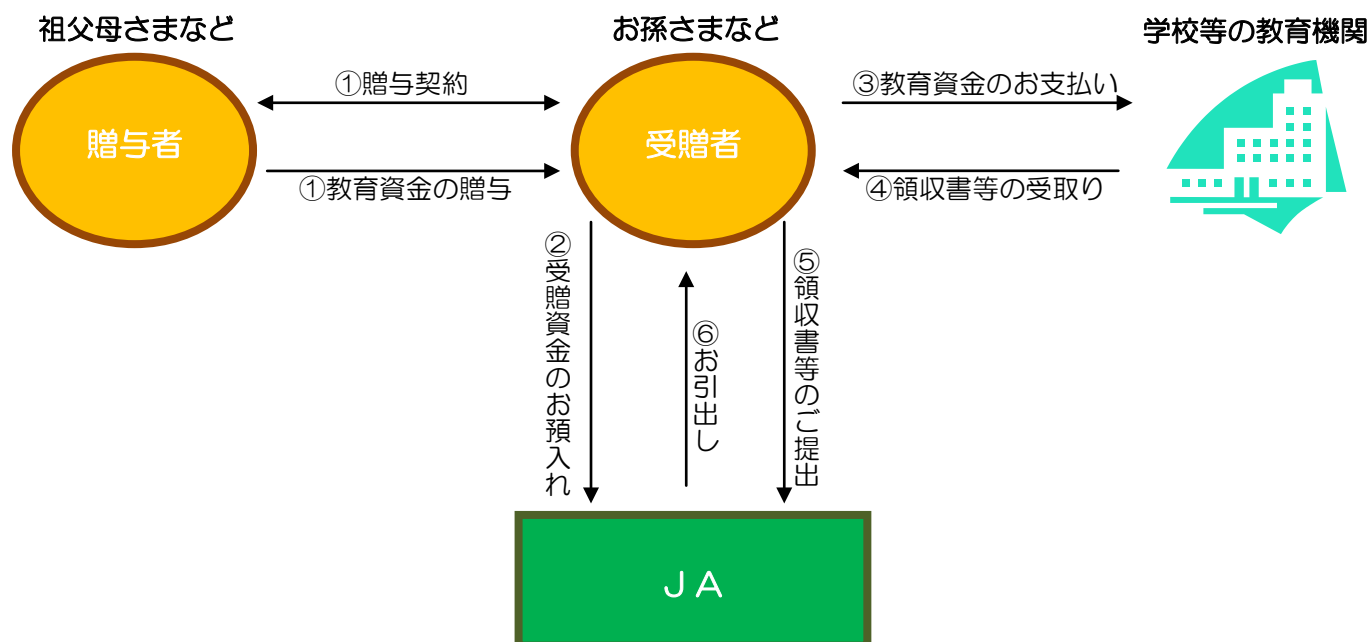
お孫さまなどへの教育資金の贈与に当って、この非課税措置の活用をご検討される場合は、是非JAバンク大阪にご相談ください。

【留意事項】

直系尊属からの贈与を受けたお孫さまなどが、その資金をお孫さまなどの名義の本口座にお預入れいただいた場合に非課税の対象となります。

ただし、本口座の貯金が教育資金に使われなかった場合、教育資金の支払いに充てた領収書等が期限までに提出されなかった場合、領収書等に記載の支払年月日と本口座からの引出日が同じ年に属さない場合、お孫さまなどが30歳に達した時点で本口座に残高がある場合など、贈与税の課税対象となる場合がございますのでご注意ください。

【制度のイメージ】



※上記は、お客さまが学校等に教育資金を支払われた後に、その支払いに係る領収書等を窓口にご提出いただいたうえで、口座からご資金を引出す方法のイメージです。

このほかにも、請求書等を窓口にご提示いただき口座からご資金を引出された後に、教育資金の支払いに充てたうえで、後日窓口で領収書等をご提出いただく方法もあります。

➤ 具体的な税務上の取扱いについては、税理士・税務署にご確認ください。

【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置のポイント】

- ① 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた、直系尊属（祖父母、父母さまなど）からの書面による贈与により取得したご資金を、お孫さまなどの名義の口座にお預入れした場合に、実際に教育資金として支払われた金額（最大1,500万円まで）が非課税となります。
※教育資金として使われなかった金額は、贈与税の課税対象となります。
- ② 贈与により取得したご資金を、平成31年3月31日までにお預入れすることが必要です。（贈与契約後2カ月以内にお預入れいただく必要があります。）
- ③ 受贈者（お子さま、お孫さまなど）の年齢が30歳になるまでの教育資金が対象です。
※お孫さまなどが30歳に達した時点で残高がある場合には、贈与税の課税対象となります。
- ④ 受贈者1人当たり1,500万円まで（うち、塾・予備校等の学校等以外への支払いの場合は500万円まで）の教育資金の贈与が非課税となります。
- ⑤ 非課税措置を受けるためには、教育資金の支払いに充てたことがわかる領収書等を金融機関に提出することが必要です。
※期限までに領収書等の提出がない場合は、贈与税の課税対象となります。

【教育資金の範囲】

非課税措置の対象となる教育資金の範囲は次のとおりです。詳しくは、お近くのJAにお尋ねいただくか、文部科学省のホームページをご参照ください。

☆学校等に対して直接支払われる金銭

※学校等への支払いは、上限1,500万円までが非課税

※学校等は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学（院）・保育所・認定こども園・専修学校・各種学校・一定の外国の教育施設など

☆学校等以外の者に直接支払われる金銭で教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの

※学校等以外の者への支払いは、1,500万円のうち500万円までが非課税

※学校等以外の者は、学習塾・スポーツ教室・文化芸術に関する教室など

☆対象となる費用

学校等の場合・・・入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、修学旅行・遠足費、入学検定料、学用品費など

学校等以外の場合・・・通学定期券代、学習塾やスポーツ教室に直接支払う月謝など

ご参考

【教育資金の贈与に係る現行の制度】

現在でも、扶養義務者（※）から、必要な都度、直接生活費または教育費（学費や教材費、文房具等で義務教育費に限りません）に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものは、贈与税の課税対象外です。

（※）扶養義務者とは、配偶者、直系血族（祖父母、父母さまなど）、兄弟姉妹、家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等以内の親族等をいいます。

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」のご活用に当たっては、現行の制度とメリット・デメリットを比較のうえ、ご検討されることをお勧めします。

「JA教育資金贈与専用口座」の概要

ご利用いただける方	直系尊属（祖父母、父母さまなど）から贈与契約書により教育資金の贈与を受けた30歳未満の個人のお客さま ※開設可能な専用口座はお一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）・金融機関で専用口座の開設はできません。
貯金種目	普通貯金
取扱期間	平成31年3月29日まで
お預入方法	随時お預入れいただけます。 ※直系尊属から贈与された金銭を取得後2カ月以内にお預入れいただきます。 ※お預入れに当っては、贈与契約書や教育資金非課税申告書などを提出いただきます。
お引出方法	原則として貯金者の教育資金の支払いに充てる場合に限り、引出しできます。 ※専用口座から引出す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等は、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までに提出いただく必要があります。 ※本口座の貯金が教育資金に使われなかった場合、領収書等が期限までに提出されなかった場合、領収書等に記載の支払年月日と本口座からの引出日が同じ年に属さない場合などについては、贈与税の課税対象となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。
手数料	無料
中途解約	原則として中途解約はできません。ただし、①貯金者が30歳に達した場合、②貯金者が死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。

専用口座の開設手続きに必要なもの

お孫さまなどの本人確認書類、届出印	お孫さまなどが未成年者の場合は、親権者さまの本人確認書類もあわせて必要になります。
教育資金非課税申告書（原本）	JAの店頭や国税庁のホームページにて入手いただけます。
「戸籍謄本（または抄本）」または「住民票」（原本）	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さまなどとお孫さまなどとの関係が確認できる「戸籍謄本（または抄本）」または「住民票」が必要となります。
贈与契約書（原本）	契約書様式は、JAの店頭にご用意しています。 ※口座開設に先立ち、事前に祖父母さまなどとお孫さまなどとの間で贈与契約を締結していただきます。
贈与により取得した資金	現金または既にJAにあるお孫さまなどの名義の口座からの口座振替入金原則となります。 また、専用口座を0円で開設し、祖父母さまなどから直接贈与資金をお振込みいただく方法も可能です。

※手続きの詳細はお近くのJAにお問い合わせください。

お引出し及び領収書等のご提出

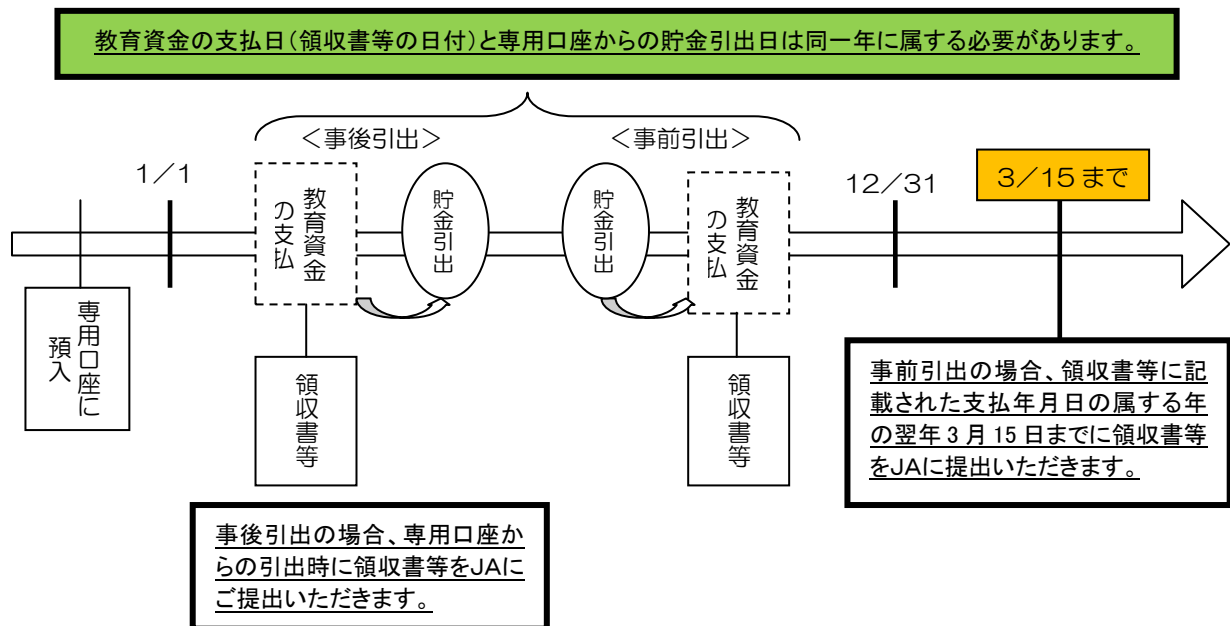
	「領収書等」による事後引出し	「請求書等」による事前引出し
引出方法	学校等に教育資金を支払い後、その支払いに係る領収書等をJAに提出いただき、引出す方法。	請求書等を提示いただき、先にご資金を引出したうえで学校等に教育資金を支払い、後日領収書等をJAに提出いただく方法。
注意事項	教育資金を支払った年中に、専用口座から引出す必要があります。	請求書等により引出した年中に、教育資金を支払う必要があります。
領収書等の提出時期	専用口座からの引出時	領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日まで

領収書等に記載された支払年月日は専用口座からの引出日と同じ年に属する必要があります。同じ年に属しない場合は、引出額は教育資金以外の引出しとなり、贈与税の課税対象となります。

領収書等が期限を過ぎて提出された場合、引出額は教育資金以外の引出しとなり、贈与税の課税対象となります。

※専用口座への初回預入れ前に支払われた教育資金の領収書等に係る支出、教育資金管理契約終了後に支払われた教育資金の領収書等に係る支出は、たとえそれらが教育資金として支払われたものであっても、本非課税措置の適用を受けることはできません。

☆お預入れ～領収書等のご提出までの流れ（イメージ）



よくあるご質問

Q1. 誰でもこの制度を利用することができますか？

A1. 直系尊属である祖父母さまなどから教育資金の贈与を受けた30歳未満のお孫さまなどがご利用になれます。なお、専用口座の開設は、お一人さま1金融機関1店舗のみとなります。

※直系尊属とは、例えば贈与を受ける方の父母・祖父母・曾祖父母さまなどをいいます。

Q2. 贈与する子や孫が複数いる場合は、何人まで適用できますか？

A2. 非課税限度額は、お孫さまなどお一人につき1,500万円が上限です。例えば、お孫さまが2人いらっしゃる場合は、合計で最大3,000万円まで非課税で贈与することができます。

Q3. 1,500万円は一度に贈与しなければならないのですか？

A3. 非課税限度額は1,500万円ですが、複数回に分けて贈与することもできます。

Q4. 父方、母方の両方の祖父母など、複数の贈与者から贈与を受けることはできますか？

A4. お孫さまなどお一人につき1,500万円の非課税限度額内であれば、複数の方（直系尊属に限ります）から贈与を受けることは可能です。

Q5. 専用口座への預入れ前に支払った教育資金についても、非課税措置の対象になりますか？

A5. 専用口座にお預入れ後に支払った教育資金のみが、非課税措置の対象となります。

Q6. 平成25年4月1日より前に、祖父母などから贈与を受けている場合、その資金を専用口座に預入れることはできますか？

A6. 平成25年4月1日以後に贈与により取得した資金が、非課税措置の対象です。なお、専用口座へのお預入れは、贈与契約の締結後2カ月以内、かつ、平成31年3月29日までにを行う必要があります。

Q7. 祖父母などが途中で引出すことはできますか？

A7. この非課税措置を利用して預入れされた資金は、お孫さまなどへ贈与された資金となりますので、祖父母さまなどが途中で引出すことはできません。

Q8. 教育資金の支払いをどのように証明すればよいですか？

A8. 引出された資金を教育資金として利用されたことがわかる領収書等を金融機関に提出いただく必要があります。

領収書等が期限までに提出されなかった場合や、領収書等に記載の支払年月日と専用口座からの引出日が同じ年に属さない場合などは、贈与税の課税対象となります。

Q9. 教育資金として使われなかった資金については課税されますか？

A9. 教育資金の支払いに充てられなかった金額や、使いきれずに残った金額は、お孫さまなどが30歳になられた日に贈与があったものとみなして、贈与税が課税されます。